

6月19日（木曜日）午前9時30分開議

議事日程（第4日）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第23号 北方町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例制定について
(総務教育常任委員長報告)
- 第3 議案第24号 北方町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
(総務教育常任委員長報告)
- 第4 議案第25号 北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
(厚生都市常任委員長報告)
- 第5 議案第26号 北方町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について (総務教育常任委員長報告)
- 第6 議案第27号 北方町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について (総務教育常任委員長報告)
- 第7 議案第28号 北方町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例制定について (厚生都市常任委員長報告)
- 第8 議案第29号 財産の処分について (総務教育常任委員長報告)
- 第9 議案第30号 財産の取得について (総務教育常任委員長報告)
- 第10 議案第31号 工事請負契約の締結について (総務教育常任委員長報告)
- 第11 議案第32号 工事請負契約の締結について (総務教育常任委員長報告)
- 第12 議案第33号 令和7年度北方町一般会計補正予算（第1号）を定めるについて
(各委員長報告)
- 第13 議案第34号 令和7年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を定めるについて
(厚生都市常任委員長報告)
- 第14 議案第35号 令和7年度北方町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めるについて
(厚生都市常任委員長報告)

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第14まで

出席議員（9名）

1番	古野裕美子	2番	朝日智哉
3番	河村正通	4番	石井伸弘
6番	杉本真由美	7番	安藤哲雄
8番	鈴木浩之	9番	安藤浩孝
10番	井野勝已		

欠席議員 (なし)

欠 員 (5 番)

説明のため出席した者の職氏名

町 長	戸 部 哲 哉	教 育 長	名 取 康 夫
教 育 次 長	山 路 康 代	総務危機管理課長	山 田 潤
政策財政課長	浅 野 浩 一	税 務 課 長	木野村 英 俊
住民保険課長	郷 展 子	福祉子ども課長	衣 斐 武 宜
健康推進課長	横 田 紀 彦	都市環境課長	宮 崎 資 啓
上下水道課長	木野村 和 明	教育総務課長	北 中 龍 一
会 計 室 長	高 崎 健 一		

職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長	濱 口 晴 美	議 会 書 記	平 工 峻 也
議 会 書 記	石 崎 啓 明		

○議長（井野勝巳君） 改めまして、おはようございます。

連日猛暑日が続いておりますけれども、今日もまた全員出席をいただきました。御苦労さんで
ございます。

ただいまから令和 7 年第 2 回北方町議会定例会第 4 日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（井野勝巳君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、3 番 河村正通君及び 4
番 石井伸弘君を指名いたします。

日程第 2 議案第23号から日程第14 議案第35号まで

○議長（井野勝巳君） 日程第 2、議案第23号から日程第14、議案第35号までを一括議題といたし
ます。

付託しました案件について、所管委員会における審査の経過及び結果の報告を求めます。また、
併せて協議をお願いしました案件について、協議結果の報告を求めます。

最初に、総務教育常任委員長の登壇を求めます。

杉本真由美君。

○総務教育常任委員長（杉本真由美君） それでは、私ども総務教育常任委員会に付託及び協議依
頼されました案件につきまして、去る 6 月17日に委員会を開催し、審議及び協議をいたしました
ので、その審査の経過及び結果、並びに協議の結果について御報告申し上げます。

議案第23号 北方町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例制定についてであ
ります。

育児休業の取得パターンが多様化することにより、勤怠管理が複雑になるため、対応できるの
かという質疑があり、育児休業の時間などは事前請求に基づいて承認するため、管理は可能であ
るとの答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第24号 北方町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条
例制定についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第26号 北方町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第27号 北方町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてであります。

議案第26号との内容の違いについて質疑があり、条例の改正内容は同様であるが、対象となる事業者が異なるとの答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第29号 財産の処分についてであります。

今回処分する端末の処分方法と個人情報の管理方法について質疑があり、入札の資格条件で十分な能力等を有する事業者とした上で、端末のデータ消去は単なるリカバリーではなく、文部科学省が示した基準に基づく作業を行う者とし、端末ごとに作業の完了を確認できるデータ消去完了証明書を発行することや、町の求めに応じて開示できるよう、証明書の記載内容を5年間保存しておくことを義務づけているとの答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第30号 財産の取得についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第31号 工事請負契約の締結についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第32号 工事請負契約の締結についてであります。

入札の状況に関して質疑があり、入札の資格審査申込み自体は3者あったが、1者は入札を辞退、もう一者は開札時刻において不着であったため、結果として1者の応札となったとの答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第33号 令和7年度北方町一般会計補正予算（第1号）を定めるについての関係部分の協議結果についてであります。

総務費の物価対応商品券事業について、1世帯当たり8,000円分の商品券配付とした理由について質疑があり、物価対策事業として4月に非課税世帯に3万円の給付を行っており、今回はその対象外となった世帯に配付することとしたため、世帯単位での給付とした。また、個人を対象とすると件数が増えるため、郵送料が高くなってしまうことも勘案したとの答弁がありました。

次に、消防費の退職報償金に関して質疑があり、今回の退職者は班長が1人、団員が3人である。現在、隊員70名に対して実数は50名となっており、なかなか団員確保が難しい状況であるとの答弁がありました。

次に、教育費のパートタイム会計年度任用職員報酬に関し、どのような業務を担当するのか質疑があり、学校教育課の行う各種学校支援事務を学校ではなく教育委員会事務局において担当する旨の答弁がございました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（井野勝巳君） 次に、厚生都市常任委員長の登壇を求めます。

鈴木浩之君。

○厚生都市常任委員長（鈴木浩之君） おはようございます。

それでは、命によりまして、私も厚生都市常任委員会に付託及び協議依頼されました案件につきまして、去る6月17日に委員会を開催し、審査と協議をいたしましたので、その審査の経過と結果、協議の結果を御報告申し上げます。

まず初めに、議案第25号 北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてであります。

県の示す市町村標準保険料率、今年度の町の保険税額の平均値の見込みについての質疑があり、県の示す市町村標準保険料率は県内の市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表す数値であり、各市町村において異なること及び今年度の納付金ベースでの1人当たりの保険税額は、介護納付金分を含めて18万4,000円程度と試算している旨の答弁がありました。

次に、県の示す市町村標準保険料率における町の所得割率が県内他市町村と異なることについての質疑があり、各市町村における医療費水準や所得水準の差異等により、所得割率も異なる旨の答弁がありました。

次に、国民健康保険基金の今後の取扱いについての質疑があり、当面は県への事業費納付金の財源となる保険税収納額等との補填に繰越金とともに活用しつつ、県の国民健康保険連携会議での検討状況を注視していく旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号 北方町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号 令和7年度北方町一般会計補正予算（第1号）を定めるについての関係部分の協議結果についてであります。

衛生費の環境衛生費において、太陽光発電設備等補助金の令和6年度の実績、周知方法や問合せ等の状況について質疑があり、令和6年度の実績は7件で397万6,000円。周知方法は、ホームページや広報紙を活用。問合せ件数は減少している旨の答弁がありました。

次に、議案第34号 令和7年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を定めるについてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号 令和7年度北方町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めるについてであります。

今議会において補正予算を計上した経緯及び来年度以降も同様に補正予算を計上する見込みであるかの質疑があり、今年の4月3日付、厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡により、後期高齢者に係る資格確認書の職権交付が令和8年8月の年次更新までの間、継続することとされたことによるものであり、来年度以降は未定である旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（井野勝巳君） 議案第23号 北方町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第23号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第24号 北方町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第24号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第25号 北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第25号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第26号 北方町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第26号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第27号 北方町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第27号を採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第28号 北方町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第28号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第29号 財産の処分についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第29号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は委員長の報告のとおり可

決されました。

議案第30号 財産の取得についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第30号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第30号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第31号 工事請負契約の締結についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第31号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第31号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第32号 工事請負契約の締結についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第32号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第33号 令和7年度北方町一般会計補正予算（第1号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第33号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第33号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第34号 令和7年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第34号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第34号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第35号 令和7年度北方町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第35号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は委員長の報告のとおり可決されました。

以上で、本会議に提出されました案件は全て終了しましたので、町長より挨拶を受けたいと思います。

町長。

○町長（戸部哲哉君） それでは、閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

今定例会におきましては、去る6月9日の開会以来11日間にわたり、本会議並びに各常任委員会においてそれぞれ慎重なる御審議を尽くしていただき、適切なる御決定をいただきましたこと、厚くお礼を申し上げます。また、審議の過程で御指摘いただきました点につきましては、十分に意を配して対応してまいりたいと思っております。

さて、議会中、6月11日ではありますが、大東建託が調査をしている「街の住みこちランキング2025東海版」が発表されました。予想の範疇ではありますが、今回も岐阜県で一番住み心地のいい町というお墨つきをいただいたところであります。言うまでもなく、6年連続ということになりますが、大変栄誉なことで素直に皆さんとこの喜びを分かち合いたいと思っております。

ちなみに、2位は去年の10位から大躍進した加茂郡川辺町、3位、垂井町、4位、本巣市、5

位が岐阜市となっております。特筆は、生活利便性、行政サービス、にぎわいの3部門で県下で1位。ほかに、親しみやすさが2位、交通利便性が3位となっております。中でも生活利便性では、東海4県でも1位ということでもあります。この調査の信憑性ははかりかねますが、おかげで北方町は、住みやすく利便性の高い町というイメージが県内でも広く浸透してきており、この調査には大変感謝をしているところです。今後も、町の特性として対外的にも大いに利用させていただき、町をアピールしていきたいと思っております。

話は変わりますが、今議会でお認めをいただきました物価対応商品券の配付事業ですが、7月末頃、遅くてもお盆前には配付を完了したいと考えております。また、非課税世帯には現金給付という形で先んじて手当てをされましたので、今回は非課税世帯以外の世帯に商品券で分配することといたしましたので、御理解をいただきたいと思います。

また、今思うところでありますが、かつてのバブル期には、世界でもトップの給与所得、国民皆中流階級と沸いた日本でありましたが、バブル崩壊後の失われた30年と言われる時期に、日本は経済的に全く成長しませんでした。反面、この間にアメリカや欧州諸国は順調にGDPや所得が2倍ほど成長し、それに連動して物価もしっかり上がっています。

その一方で、日本は、物価は上がらないが所得も上がらない、そんな社会に陥りました。これは、いわば経済的に鎖国の状態であるといえます。そして今では、日本はOECD主要38か国中で、平均給与所得は25位まで下がっています。韓国の22位にも抜かれている状況であります。

最近では、日本でも様々な要因から、あらゆるものの価格が高騰してきておりますが、このことは国際情勢からすれば、ある意味当然の成り行きであると考えます。別の言い方をすれば、これまで物価も所得も上がってこなかった日本の特異な体質のツケが、今回、回ってきたと考えるべきであります。今後は、物価高騰に見合うだけの所得の増大をいかにして成し遂げるかということが最大の試練となりますが、日本経済の底力を信じて見守るしかないと思っているこの頃でございます。

最後になりますが、6月というのに連日うだるような猛暑が続いております。体調管理も難しい時期ではありますが、議員皆さんにおかれましては、くれぐれも御自愛いただきますよう、そしてますます御活躍いただきますことを祈念申し上げまして、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（井野勝巳君） 本定例会に付された事件は全て終了いたしました。

令和7年第2回北方町議会定例会を閉会といたします。御苦労さまでございました。

閉会 午前9時55分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

令和7年6月19日

議 長 井 野 勝 已

署 名 議 員 河 村 正 通

署 名 議 員 石 井 伸 弘